

高齢者福祉ハンドブック



雲南市

令和7年4月

— 目 次 —

I. 高齢者福祉サービス

1. 高齢者の相談支援体制	1
2. 介護予防事業	1
3. 家族介護支援事業	3
(1) 介護用品支給事業	
(2) たん吸引器支給事業	
(3) 介護者同士の交流	
(4) 高齢者等見守りSOSネットワーク	
4. 外出を支援するサービス	5
(1) 高齢者等のバス・タクシー利用料金助成事業	
(2) 福祉タクシー利用料金助成事業	
5. 高齢者が安心できる生活を支援するサービス	9
(1) 高齢者補聴器購入費助成事業	
(2) 緊急通報サービス助成事業	
(3) 配食による見守り活動推進事業（助成事業）	
(4) 避難行動要支援者避難支援事業	
6. 自宅での生活が困難な方のためのサービス	11
(1) 生活管理指導短期宿泊事業	
(2) 高齢者生活福祉センター事業	
(3) 養護老人ホーム（老人保護措置事業）	
7. 権利擁護に関する制度	13
(1) 日常生活自立支援事業	
(2) 成年後見制度	
(3) 雲南市消費生活センター	

Ⅱ. 介護保険サービス

1. 介護保険のサービスを利用する手順	14
(1) 第1号被保険者(65歳以上の方)	
(2) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)で16種類の特定疾病に該当する方	
2. 介護保険のサービス	15
(1) 介護給付・予防給付サービス	
(2) 介護予防・生活支援サービス	
3. サービスの利用負担額	16
(1) 利用者負担の割合	
(2) 支給限度額	
(3) 高額介護サービス費等	
4. 低所得者に係る介護サービス利用者負担軽減制度	17
(1) 負担限度額認定制度(介護保険施設における食費・居住費の軽減)	
(2) 認知症グループホームの家賃等助成	
(3) 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度	
5. 障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行した者に係る利用者負担額償還制度	18
●介護保険制度で受けられる税金の控除	19
(1) 社会保険料控除	
(2) 医療費控除	
(3) 障害者控除・特別障害者控除	

Ⅲ. 雲南市内の福祉相談窓口	21
----------------	----

I. 高齢者福祉サービス

1. 高齢者の相談支援体制

雲南市では、高齢者の相談窓口として地域包括支援センターの運営を雲南市社会福祉協議会に委託しています。

地域包括支援センターでは、保健福祉・介護の専門スタッフが、高齢者の介護予防、介護・医療・権利擁護・虐待防止など、さまざまな相談・支援を行います。最寄りの地域包括支援センターにご相談ください。

雲南市地域包括支援センター

担当地区 市内全域

電話 0854-47-7799

雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 三刀屋健康福祉センター内

雲南市地域包括支援センター大東

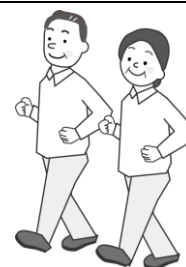
担当地区 大東町、加茂町

電話 0854-43-5671

雲南市大東町大東1038-1 大東総合センター内

2. 介護予防事業

高齢者の安心・自立した生活を支援するため、介護予防に重点をおいたサービスを実施しています。



うんなん 幸雲体操	5名以上で週1回以上継続して体操を行う自主グループに体操用のおもり等の貸出しや体操方法の指導支援を行います。 対 象：概ね65歳以上の雲南市民 申請窓口：健康福祉部健康推進課
にこにこ 運動教室	水中運動や室内運動を行い、体力を向上し病気にかかりにくいからだづくりを行います。 対 象：70～84歳までの足腰が弱ってきていると感じている方 会 場：ケアポートよしだ 実施期間：7月～12月 全20回 利 用 料：1回400円（送迎あり） 申請窓口：健康福祉部健康推進課

にこにこ 健口教室	歯科衛生士等により口腔内の手入れ方法などを指導します。 対 象：75歳以上のご自分で口腔内の手入れができる方 会 場：交流センターなど 実施期間：11月～12月（全2回シリーズ） 利 用 料：無料（送迎なし） 申請窓口：健康福祉部健康推進課
にこにこ 栄養相談	栄養士による食生活や栄養の指導などを行います。 対 象：65歳以上の栄養改善が必要な方 会 場：健康福祉センターまたは自宅（訪問） 実施回数：随時 利 用 料：無料 申請窓口：健康福祉部健康推進課
きらり☆ エイジング 教室	運動、口腔、栄養について健康づくりの知識と方法を学び、生活習慣の改善や総合的な介護予防を行います。 対 象：おおむね60歳～75歳の元気な方 会 場：交流センターなど 実施期間：7月～12月 利 用 料：自己負担あり 申請窓口：健康福祉部健康推進課
いきいき 脳トレ講座 〔認知症 予防教室〕	体操、脳トレーニング、レクリエーションを行い、脳の老化防止を目指します。 対 象：65歳以上で、いきいきとした脳を保つために参加を希望する方 実施期間：10月～12月（5回シリーズ） 会 場：交流センターなど 〔必要な方には、送迎があります。 お住まいの地域以外への参加も可能です。〕 利 用 料：1回200円 申請窓口：健康福祉部保健医療政策課

3. 家族介護支援事業

在宅で高齢者等を介護しておられる家族の方へ、介護負担の軽減のための支援を行います。

(1) 介護用品支給事業

内 容	在宅高齢者を介護している家族に介護用品を支給します。
対 象 者	次のいずれにも該当する雲南市民を介護している家族の方 ①介護保険要介護認定 要介護3、4または5の方 ②介護者、被介護者ともに市町村民税非課税世帯の方 ※ただし生活保護法による用品支給を受けることができる方は除きます
支 給 額	月額 上限6,540円
対 象 の 介 護 用 品	(1)紙おむつ (2)尿とりパット (3)使い捨て手袋 (4)清拭剤 (5)ドライシャンプー
申 請 窓 口	健康福祉部長寿障がい福祉課 または 総合センター市民福祉課 (吉田・掛合は市民サポート課)

(2) たん吸引器支給事業

内 容	在宅高齢者を介護している家族等にたん吸引器を支給します。
対 象 者	次のいずれにも該当する雲南市民を介護している家族等の方 ①介護保険要介護認定 要介護3、4または5の方 ②介護者、被介護者ともに市町村民税非課税世帯の方 ③たん吸引器の使用により在宅生活が可能と医師が判断する方
支給限度額	59,080円／1台
手 続 き	申請手続きには指定の診断書が必要です。 一度支給を受けた方は、5年間、再申請を行うことは出来ません。
申 請 窓 口	健康福祉部長寿障がい福祉課 または 総合センター市民福祉課 (吉田・掛合は市民サポート課)

（３）介護者同士の交流

内 容	在宅で介護している家族等を対象に、介護の方法や技術の習得、介護者同士の交流・情報交換の場を提供します。
教 室	<u>認知症カフェ（オレンジカフェうなん）</u> 認知症の方ご本人や介護者の交流に併せ、介護予防の知識や介護方法の研修等を行います。 開 催 日：毎月第3木曜日 時 間：１０：００～１１：４５ 会 場：雲南市役所２階 参 加 料：１回３００円 問合せ先：健康福祉部保健医療政策課

（４）高齢者等見守りSOSネットワーク

警察と連携してSOSネットワーク協力会員に行方不明者の情報を提供し、目撃等の情報提供を多くの方からいただくことで、行方不明になった認知症の方の早期発見につなげるシステムです。

高齢者等見守りSOSネットワークの流れ

- ① ご家族等が、雲南警察署または健康福祉部保健医療政策課に、SOSネットワークを利用したいことを相談します。
ご希望の方に「見守り QR シール」をお渡しします。
- ② 行方不明者の特徴等が、SOSネットワークの協力会員にメール送信されます。
- ③ 「見守り QR シール」をスマホ等で読み取ると、連絡先等が表示されます。
- ④ 「見守り QR シール」の登録者番号を伝えと行方不明者を確認し早期に保護します。
- ⑤ 行方不明者が発見されたら、その旨が協力会員にメール送信されます。

協力会員になるための登録方法

- ① SOSネットワークに空メールを送信
アドレス（unnan-sos@ss-center.net）に空メールを送信してください。
タイトル、本文は不要です。
（右のQRコードを読み取ると簡単にアドレスの入力ができます。）
- ② 空メール送信後、３０分以内に仮登録メールが届きます。メールに記載された登録用 URL へアクセスしてください。
- ③ 登録画面が表示されたら、「登録ボタン」を押してください。
- ④ 登録完了通知が届いたら、登録完了です。
問合せ先：健康福祉部保健医療政策課



4. 外出を支援するサービス



(1) 高齢者等のバス・タクシー利用料金助成事業

自動車の運転ができないため外出が困難な高齢者や障がい者が、通院や買い物などのための外出を支援する制度です。市民バスやタクシーで使える優待乗車券を交付し、お使いいただくことで市民バスやタクシーを利用する際の費用負担を軽減します。

対 象 者	雲南市民で、普通自動車運転免許を持たない方のうち、次のいずれかに該当する方。 ① 65歳以上の方 ② 身体障害者手帳をお持ちの方 ③ 児童養護施設、知的障害児施設などの児童福祉施設の料金割引証をお持ちの方 ④ 療育手帳をお持ちの方 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ⑥ 特定疾患医療受給者証をお持ちの方 ⑦ 戦傷病者手帳をお持ちの方
優待乗車券 交 付 価 格	① 100円券10枚綴 500円 ② 500円券10枚綴 2,500円
有 効 期 限	令和9年3月31日まで
交 付 上 限	券面額で年度内36,000円分（交付額で18,000円）
交 付 を 受ける方法	【資格認定申請】 資格認定申請をしてください。対象者かどうか確認しますので次の書類のいずれかをお持ちください。 ● 確認書類 65歳以上であることを確認できる書類、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、児童福祉施設の料金割引証、特定疾患医療受給者証 ※対象者の確認ができた方には資格証を交付します。 ※対象者の確認は、毎年度行います。 ※対象者本人の上記確認書類をお持ちになれば代理の方でも手続きいただけます。 【優待乗車券の交付】 資格証をお持ちのうえ交付を受けてください。（券面額の半額で交付します。） ※対象者本人の資格証をお持ちになれば代理の方でも交付を受けていただけます。

優待乗車券 が使用できる バス・タクシー	雲南市民バス（200 円）、だんだんバス（300 円）、 だんだんタクシー（300 円）、タクシー（2,500 円） （ ）内は1 回の使用上限額 ※優待乗車券が使用できるタクシー 大東タクシー、かみしろ、加茂タクシー、 三葉タクシー、ハローサービス、掛合タクシー、 福祉タクシーかごや、福祉タクシーきらり、 福祉タクシーのたけだ、NPO 法人彩	
交 付 窓 口	資格証 及び 優待乗車券	優待乗車券
	雲南市役所長寿障がい福祉課	幡屋交流センター
	大東総合センター市民福祉課	佐世交流センター
	加茂総合センター市民福祉課	海潮交流センター
	木次総合センター市民福祉課	温泉交流センター
	三刀屋総合センター市民福祉課	鍋山交流センター
	吉田総合センター市民サポート課	中野交流センター
	掛合総合センター市民サポート課	吉田交流センター
		田井交流センター
		多根交流センター
		入間交流センター

運転免許を自主返納された方には
「優待乗車券」と「雲南市内温浴施設の入浴券」を無料交付します



- 交付要件** 有効期間内の運転免許のすべてを警察署に自主的に返納された方で、優待乗車券の対象となる方
 ※運転免許取消しの日から起算して2 年以内に手続きをしてください。

- 交 付 額** 総額 20,000 円以内

【必須】優待乗車券の券面金額 8,000 円以上（組み合わせは自由）

【選択】温浴施設の入浴券 合計 12,000 円以内（組み合わせは自由）

施設名	券面金額の合計	施設名	券面金額の合計
桂 荘	1 冊 11 枚 4,000 円	清 嵐 荘	1 冊 12 枚 5,000 円
かもてらす	1 冊 12 枚 4,000 円	満 寿 の 湯	1 冊 11 枚 4,000 円
おろち湯ったり館	1 冊 11 枚 6,000 円	まめなかセンター	1 冊 11 枚 4,000 円
ふかたに 荘	1 冊 12 枚 4,000 円		

- 必要な書類** ①高齢者等運転免許証自主返納支援事業申請書・資格者確認書類（保険証等）
 ②自主返納の際に警察署から交付された「申請による運転免許の取消通知書」写し
 ③穴が開いた運転免許証

- 申請窓口** 防災部防災安全課くらし安全室（市役所3 階）、
 総合センター自治振興課（吉田・掛合は市民サポート課）

（２）福祉タクシー利用料金助成事業

在宅生活者で、移動の際に車いすまたはストレッチャーの使用が必要な方の福祉タクシー料金の一部を助成します。

助成対象者

要介護認定を受けている方	身体障害者手帳の交付を受けている方	特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方
・ 要介護 2 から 5 の認定を受けている方 ・ 要支援または要介護 1 の認定を受けている方で、介護保険による車いす貸与に係る給付が認められる方であって、現に車いすを使用している方	・ 視覚、聴覚及び平衡機能を除く級別 1 級に該当する方 ・ 肢体不自由、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害または肝機能障害で級別 2 級に該当する方 ・ 肢体不自由のうち、下肢または体幹で級別 3 級に該当する方 ・ 肢体不自由を含む、総合等級 1 級または 2 級に該当する方	・ 障害児福祉手当を受給している方 ・ 特別障害者手当を受給している方 

助成金額

1 枚 500 円の福祉タクシー利用券を 60 枚/年（3 万円分）交付します。

助成の利用範囲

目的を問わず利用できますが、下記の場合については利用できませんのでご注意ください。

- ・ 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護療養型医療施設・老人保健施設などの社会福祉施設、介護老人保健施設に入所中の方が、一時帰宅等に利用する場合
- ・ 社会福祉施設、介護保険施設を入退所される際に、その施設が送迎を行う場合（入退所時に施設の送迎がない場合は利用できます）

申請窓口

健康福祉部長寿障がい福祉課 または 総合センター市民福祉課
（吉田・掛合は市民サポート課）

福祉タクシー事業者一覧

事業者名	所在地	車 種	電話番号
(有)ハローサービス	雲南市	車いす対応車、 リクライニング車いす対応車	0854-45-3180
福祉タクシーかごや	雲南市	兼用車（※1）	090-1936-5868
福祉タクシーきらり	雲南市	兼用車（※1）	080-7238-6214
福祉タクシーのただだ	雲南市	兼用車（※1）	090-1013-4165
NPO 法人彩	雲南市	兼用車（※1）	0854-47-8005

(有)赤来交通		飯南町	兼用車（※１）	0854-76-2065
日本交通(株)		松江市	兼用車（※１）	0852-21-5127
(株)コスモス		松江市	車いす対応車	0852-24-1516
せいきょう介護タクシー		松江市	車いす対応車	0852-20-2021
介護タクシーいろは		松江市	兼用車（※１）	0854-61-8318
出雲一畑交通(株)		出雲市	車いす対応車、兼用車	0853-21-1144
(有)谷本ハイヤー		出雲市	車いす対応車、兼用車、 ストレッチャー対応車	0853-21-1051
活き活き介助福祉タクシ-		出雲市	車いす対応車	0853-31-7336
(株)チェリーホート		出雲市	兼用車（※１）	0853-23-3919
ケアタクシーそら		出雲市	兼用車（※１）	080-3606-4560
介護・福祉タクシーいるか		出雲市	兼用車（※１）	090-8061-9813
みどり介護タクシー		出雲市	車いす対応車	080-6347-1482
合同会社たいしゃ Re.		出雲市	兼用車（※１）	0853-77-9394
福祉タクシーたなか		出雲市	車いす対応車	090-5414-6636
福祉タクシーこすもす		出雲市	車いす対応車	090-2863-3112
出雲福祉タクシー		出雲市	兼用車（※１）	080-7680-0518
運 送 ※ 2 福 祉 有 償	NPO法人 ほっと大東	雲南市	車いす対応車、兼用車	0854-43-8008
	NPO法人 未来の華	雲南市	車いす対応車	0854-62-1880
	NPO 法人 彩	雲南市	車いす対応車	0854-47-8005

※１ 「兼用車」とは、車いす及びストレッチャーの両方に対応する車です。

※２ 福祉有償運送制度に基づく運行を利用するには福祉有償運送判定委員会で認定を受ける必要があります。また、利用できる運行の区域や料金設定も一般タクシーとは異なります。

5. 高齢者が安心できる生活を支援するサービス

(1) 高齢者補聴器購入費助成事業

日常生活におけるコミュニケーションを支援し、積極的な社会参加を促すとともに、認知機能低下を予防するため、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴の高齢者を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 象 者	次のすべてに該当する65歳以上の方 ① 両耳聴力レベルが40db以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない方 ② 医師が、補聴器の装用により認知機能の低下を予防することに
助 成 内 容	医療機器相当の補聴器（電池・イヤーマールド含む。）の購入に要する経費に対し2万円を上限に助成します。 ※お一人1回（1台）限りの助成となります。 ※両耳タイプ・片耳タイプともに助成上限額は一律2万円です。
申請窓口	健康福祉部保健医療政策課 または 総合センター市民福祉課 （吉田・掛合は市民サポート課）

(2) 緊急通報サービス助成事業

ひとり暮らし高齢者などの安心安全な生活を支援するため、急病や災害などの緊急時にボタンひとつで警備会社等に通報され安否確認等を行う「緊急通報サービス」を利用される方に、その加入費用や月額費用の一部を助成します。

対 象 者	次のいずれかに該当する雲南市民の方 ① 65歳以上の方または障がい者でひとり暮らしの方 ② 65歳以上の方のみ世帯の方 ③ 65歳以上の方と障がい者のみの世帯の方
助 成 内 容	<u>加入費用の助成</u> 【助成額】①基本サービスの場合 上限22,000円/世帯 ②ペンダント式非常用ボタン等が必要な場合 上限36,000円/個人 【要 件】住民税非課税世帯 ②については、上記に加え、身体障害者手帳の心臓機能障害1級の認定を受けている方
	<u>月額費用の助成</u> 【助成額】月額 上限1,320円 【要 件】住民税非課税世帯のうち、世帯収入総額が基準額以下であること（例：1人世帯の場合 総収入額78万円）

対象サービス 提供事業者	★サービス内容や料金等詳細については、各事業者にお問合わせください。		
	アルソック山陰(株)	0852-27-6700	(松江市朝日町 477-17)
	(株)セーフティネクスト	0852-25-4709	(松江市西持田町 362-8)
	セコム山陰(株)出雲(営)	0853-22-9012	(出雲市今市町北本町 1-2)
	北陽警備保障(株)出雲(営)	0853-22-5252	(出雲市塩冶善行町 7-1)
申請窓口	健康福祉部長寿障がい福祉課 または 総合センター市民福祉課 (吉田・掛合は市民サポート課)		

(3) 配食による見守り活動推進事業(助成事業)

地域自主組織や社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、介護保険事業所が実施する配食サービスを支援(助成)することにより地域における見守り活動を推進し、高齢者等の食の自立を促します。

この助成事業を活用した配食サービスの概要は次のとおりです。

詳しくは、各実施主体にお問い合わせください。

●雲南市社会福祉協議会

- 1 対象地域 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、掛合町の全域
- 2 利用対象者 ①おおむね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみ世帯の方
②おおむね65歳以上の①に準ずる方
③その他会長が必要と認めた方
- 3 実施日等 月曜日から金曜日(休止日 祝日、8/13~8/15、12/28~1/4)
昼食：加茂町、木次町、三刀屋町、掛合町
夕食：大東町
- 4 利用料 621円
- 5 問合せ先 雲南市社会福祉協議会 電話0854-45-9888

●よしだ福祉会

- 1 対象地域 吉田町の全域、木次町の温泉地区
- 2 利用対象者 65歳以上の独居、高齢世帯、日中独居の方などで、食事づくりが出来にくい、または栄養状態に不安のある方。
- 3 実施日等 温泉地区 月曜日から金曜日 昼食
吉田・民谷・田井地区 月曜日から土曜日 昼食
- 4 利用料 ご飯付き保温弁当 540円
おかずのみ弁当 460円
- 5 問合せ先 よしだ福祉会 電話0854-75-0346

●久野地区振興会

- 1 対象地域 大東町久野地区
- 2 利用対象者 ①65歳以上のサービスの必要な方
②65歳未満でもサービスの必要な方
- 3 実施日等 金曜日 昼食
- 4 利用料 ご飯付き弁当 500円
おかずのみ弁当 350円
- 5 問合せ先 久野地区振興会 電話0854-47-0040

●一宮自主連合会

- 1 対象地域 三刀屋町一宮地区
- 2 利用対象者 ①65歳以上でサービスの必要な方
②65歳未満でもサービスの必要な方
・単身世帯でサービスの必要な方
・身体に障がいのある方でサービスの必要な方
・買い物が不安な方でサービスの必要な方
・その他サービスが必要と思われる方
③その他認定委員長（会長）が必要と認めた方
- 3 実施日等 月曜日から金曜日 昼食
（休止日 祝日、8/13～8/15、12/28～1/4）
- 4 利用料 ご飯付き弁当 400円
おかずのみ弁当 330円
- 5 問合せ先 一宮自主連合会 電話0854-45-2544

（４）避難行動要支援者避難支援事業

制度の概要	災害が発生した時に備え、「誰が、どんな支援を必要としているか」をまとめた「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時の安否確認に加え、平常時の見守りなどに役立ってます。 また、災害が発生した時に、「誰が」「どのようにして」「どこへ」避難する手助けを行うかを「個別支援プラン」または「マイ避難プラン」としてまとめておき、避難支援に役立ってます。
対象者	高齢者、障がい者、難病患者など一般的に配慮が必要な方（＝要配慮者）のうち、自宅に居住し、災害発生時に自分一人では避難できない方（＝避難行動要支援者）です。
支援の申込み方法	地域で支援が必要な方を把握する「地域申告方式」としています。自治会または地域自主組織にお問い合わせいただき、お住まいの地域の支援方法や申込み方法をご確認ください。
問合せ先	健康福祉部健康福祉総務課 または 総合センター市民福祉課 （吉田・掛合は市民サポート課）

6. 自宅での生活が困難な方のためのサービス

（１）生活管理指導短期宿泊事業

日常生活に関する支援または指導を行い、介護予防や継続した在宅生活の安定を図ります。

対象者	雲南市民であって、次のいずれにも該当する方 ① 65歳以上で介護保険の認定を受けていない在宅生活の方 ② 日常生活の支援が必要な方 ③ 家族による支援を受けることが困難な方
-----	--

内 容	養護老人ホーム等で一時的に宿泊し生活や体調管理の指導を受けます。 利用日数 14日以内／年 利 用 料 690円／1日 （食費は別途実費が必要）
相 談 窓 口	健康福祉部長寿障がい福祉課 または 総合センター市民福祉課 （吉田・掛合は市民サポート課）

（２）高齢者生活福祉センター事業

在宅生活に不安のある高齢者に、各種相談・助言を行うとともに安心して生活を送ることができるよう介護支援・居住・地域交流等の機能を持つ施設を一定期間提供します。

施 設 名 称 および所在地	吉田高齢者生活福祉センター（ケアポートよしだ内） 雲南市吉田町深野 84 - 6
	掛合高齢者生活福祉センター（好老センター内） 雲南市掛合町掛合 1310
利 用 料	利用者負担基準に定める額 ※食費及び光熱水費は実費負担
申 請 窓 口	健康福祉部長寿障がい福祉課 または 総合センター市民福祉課 （吉田・掛合は市民サポート課）

（３）養護老人ホーム（老人保護措置事業）

家庭環境の事情や経済的な理由(本人及びその世帯の生計中心者が市民税の所得割非課税)により在宅生活が困難な65歳以上の方に、養護老人ホームで生活をしていただく制度です。

内 容	入所者の生活の場として、食事・入浴など日常生活上の支援や介護が受けられます。また、生活向上のための指導等も行われます。
雲南圏域の 養護老人ホーム	宇寿荘（うじゅそう） 雲南市加茂町加茂中 928 0854-49-7228
	玉峰苑（たまみねえん） 仁多郡奥出雲町亀嵩 1401-3 0854-57-0101
	琴引の里（ことびきのさと） 飯石郡飯南町頓原 2001 0854-72-0800
利 用 料	利用者の収入により異なりますので、お問い合わせください。
申 請 窓 口	健康福祉部長寿障がい福祉課 ※申請の手続きには指定の健康診断書等が必要です。

7. 権利擁護に関する制度

(1) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者及び知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方について、雲南市社会福祉協議会において金銭管理等のサービスが行われます。

内 容	●福祉サービスの利用援助 ●日常的な金銭管理サービス ●通帳等書類の預かりサービス
利 用 料	●基本利用料金 1時間1,400円 (1時間を超える場合、30分ごとに700円を加算) ●書類の預かりサービス 月額200円 ※基本利用料金の3/7、書類預かりサービス、交通費の1/2を市から助成します。
申 請 窓 口	雲南市社会福祉協議会権利擁護センター 0854-45-9889<専用電話> または 各支所

(2) 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方について、支援者(「成年後見人」等)を選び、この支援者が本人の思いを尊重しながら契約などの法律行為(身上保護)や財産管理を行うことにより、本人の権利を守る制度です。

成年後見人等ができること

- ・必要な医療、福祉サービスの手配や契約
- ・定期的な訪問や見守り
- ・預貯金や不動産などの財産の維持、管理
- ・サービス利用料等の支払い手続き
- ・入所施設等とのやりとり
- ・各種行政手続き など

※以下は成年後見人等ができないこととされています

- ・治療、手術などへの同意
- ・身元引受、連帯保証
- ・直接的な介護や家事
- ・遺言を本人に代わっておこなうこと など

相 談 窓 口	健康福祉部長寿障がい福祉課 雲南市社会福祉協議会権利擁護センター 雲南市地域包括支援センター
---------	---

(3) 雲南市消費生活センター

雲南市消費生活センターは、消費者と事業者との間に生じた商品者サービスに関する苦情などについて、消費生活相談員が公正な立場で相談を受ける機関です。

また「振り込め詐欺」や「還付金詐欺」などの相談は、雲南警察署でも応じています。

雲南市消費生活センター(市民生活課内)	電話 0854-40-1123
---------------------	-----------------

Ⅱ. 介護保険サービス

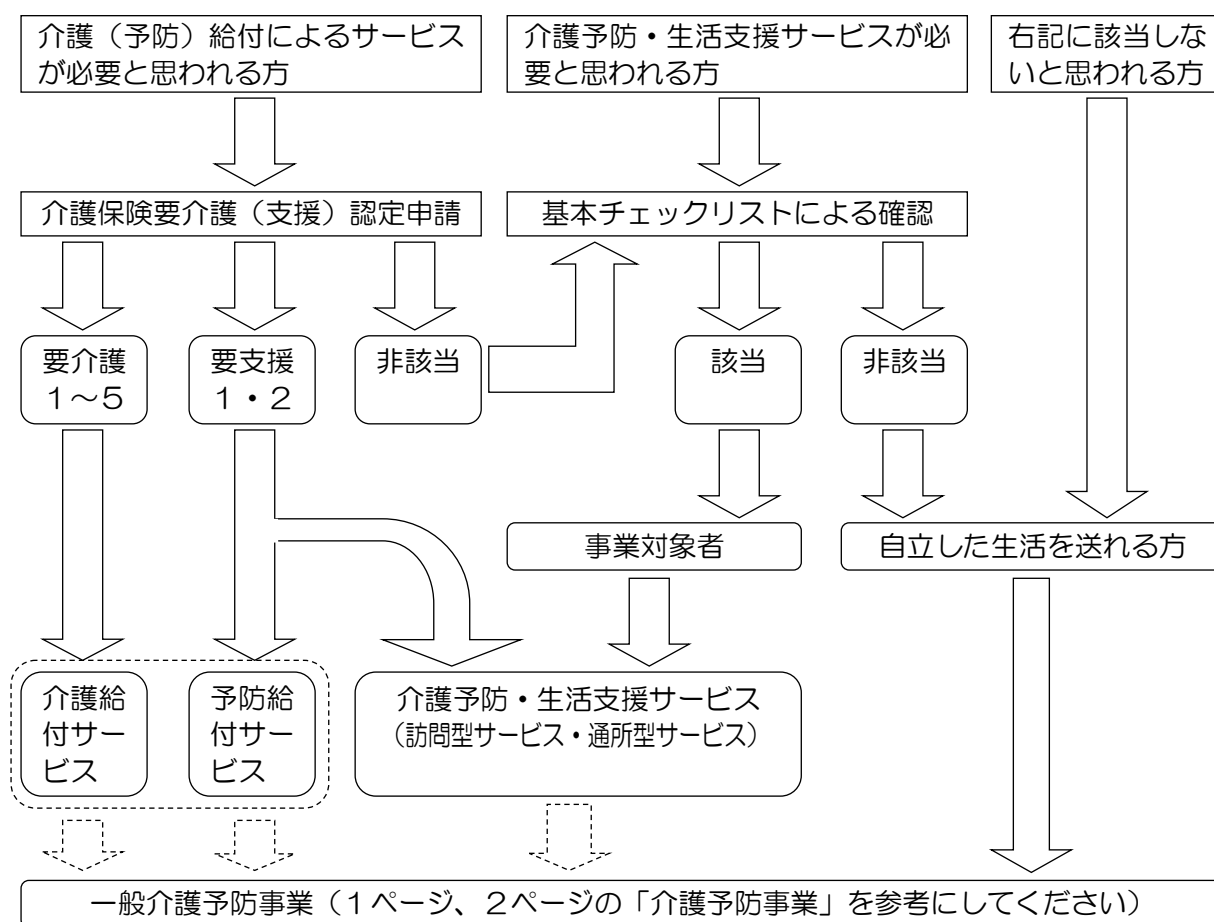
○制度の概要

介護保険制度は、介護が必要となっても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを目標とし、安心して必要な介護サービスを総合的・一体的に受けられるよう社会全体で支えあう社会保険制度です。あわせて、介護が必要とならないよう予防活動にも力を入れています。

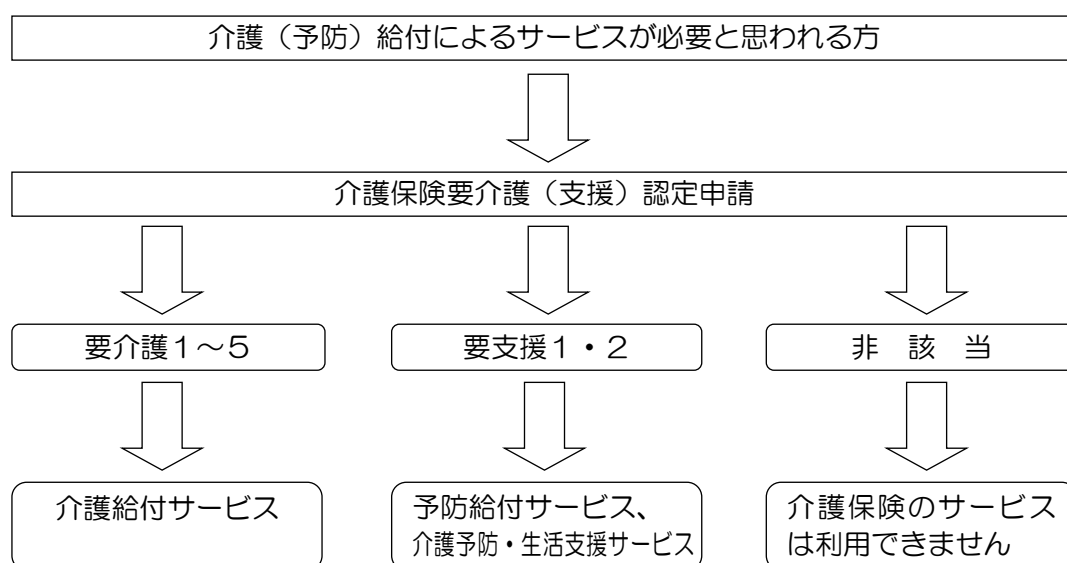
なお、制度の運営は雲南広域連合（雲南市、奥出雲町及び飯南町で構成）が行っています。

1. 介護保険のサービスを利用する手順

(1) 第1号被保険者（65歳以上の方）



(2) 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）で16種類の特定疾病に該当する方



※ 16種類の特定疾病

- ・がん
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靱帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性の神経障害、腎症および網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 介護保険のサービス

(1) 介護給付・予防給付サービス

在宅サービス	訪問系	訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護
	通所系	通所介護、通所リハビリテーション（デイケア）、認知症対応型通所介護
	短期滞在系	短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
	居住系	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	複合系	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	用具等	福祉用具貸与、福祉用具購入、小規模な住宅改修

施設サービス ※	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、 介護老人保健施設（老人保健施設）、介護医療院
-------------	--

※予防給付に施設サービスは含まれませんので、要支援1または2の方は施設サービスを利用できません。

（２）介護予防・生活支援サービス

在宅サービス	訪問型サービス（ホームヘルプ）、通所型サービス
--------	-------------------------

3. サービスの利用者負担額



（１）利用者負担の割合

介護保険のサービスは、原則1割の自己負担で利用できます。ただし、一定以上の所得がある人は、2割あるいは3割負担となります。

（２）支給限度額

在宅サービスでは、要介護認定の区分に応じて上限額（支給限度額）が決められ、その範囲内でサービスを利用できます。ただし、上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が自己負担になります。

（３）高額介護サービス費等

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が一定額（世帯の所得等により異なります。）を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象となりません。高額介護サービスの申請が必要な場合は雲南広域連合から文書で通知がありますので通知に従って手続きをしてください。

また、介護保険と医療保険の両方の自己負担額が高額になった場合、高額介護サービス費、高額療養費（医療保険）を適用した後の年間（8月～7月）の自己負担額の合計額が一定額（世帯の所得等により異なります。）を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。この対象となった場合には医療保険の保険者から文書で通知がありますので通知に従って手続きをしてください。

4. 低所得者に係る介護サービス利用者負担軽減制度

(1) 負担限度額認定制度（介護保険施設における食費・居住費の軽減）

介護保険施設に入所する場合やショートステイを利用する場合には、利用者負担のほかに、居住費（滞在費）、食費、日常生活費が自己負担となります。

住民税非課税世帯等の方は、負担限度額の認定を受けることで、食費と居住費（滞在費）の負担額が軽減されます。

対 象 者 対 象 要 件	所得の状況		預貯金等の資産の状況
	生活保護受給者の方		単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	
		前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下の方	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下
		前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超 120 万円以下	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下
		前年の合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の方	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下
軽 減 対 象 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）		
申 請 窓 口	健康福祉部長寿障がい福祉課 または 総合センター市民福祉課 （吉田・掛合は市民サポート課） ※申請の手続きには預貯金額が確認できる通帳等が必要です。		

(2) 認知症グループホームの家賃等助成

低所得の方が認知症グループホームに入居される場合、申請によりその家賃及び食材料費の軽減を受けることができます。

対象者及び 軽減金額	- 生活保護受給者、住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 400円/日 - 世帯全員が住民税非課税の方で、本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方 330円/日 80万円を超える方 270円/日 ただし、入居するグループホームがこの制度の対象となっていることが前提となります。
軽減対象経費	認知症グループホームの家賃
申 請 窓 口	入居する（している）事業所

（３）社会福祉法人等利用者負担額軽減制度

経済的にお困りの方が社会福祉法人の実施する介護保険サービスを利用する際、利用者負担や食費・居住費の一部が軽減される制度です。軽減を受けるためには、利用先の社会福祉法人が軽減措置を実施している必要があります。

対 象 者	次のいずれにも該当する雲南市民の方 ①市民税非課税世帯（特別養護老人ホーム入所者は出身世帯も含む） ②年間収入が単身世帯１５０万円、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること ③預貯金・有価証券等の額が単身世帯３５０万円、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること ④日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと ⑥介護保険料を滞納していないこと
軽 減 対 象 サ ー ビ ス	訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（地域密着型）介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）看護小規模多機能型居宅介護
軽 減 割 合	原則、利用者負担額、居住費（滞在費）、食費を７５％に軽減（老齢福祉年金受給者の方は５０％に軽減）
申 請 窓 口	健康福祉部長寿障がい福祉課 または 総合センター市民福祉課 （吉田・掛合は市民サポート課） ※申請の手続きには預貯金額が確認できる通帳等が必要です。

５．障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した者に係る利用者負担額償還制度

（１）高額障害福祉サービス費等給付費

６５歳以上になるまでに５年間引き続き介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（※１）の支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（※２）の利用者負担額が償還されます。

※１ 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※２ 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

★要件①～⑤の全てに該当する方

①６５歳に達する日前５年間引き続き、対象の障害福祉サービス（※１）の支給決定を受けており、介護保険移行後、対象の介護保険サービス（※２）を利用し

ている。

②利用者及び配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において市町村民税非課税者または生活保護受給者等である。

③利用者が65歳に達する日の前日において障がい支援区分2以上である。

④対象の介護保険サービス（※2）を利用した月の属する年度（4月から6月までの場合にあっては、前年度）において、利用者及び配偶者が市町村民税非課税者または生活保護受給者等である。

⑤65歳に達するまでに介護保険法による保険給付（介護保険サービス）を受けていない。

なお、介護保険制度における高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の対象となる場合は、支給後の利用者負担額が対象となります。そのため、新高額障害福祉サービス等給付費の支払いは、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費による償還の決定後になります。

●介護保険制度で受けられる税金の控除

（1）社会保険料控除

1月～12月の1年間に支払った介護保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。支払金額は、次のもので確認してください。

★年金から引かれている場合…日本年金機構・共済組合から送付される源泉徴収票

★納付書でお支払いの場合…支払窓口で受け取った保険料の領収証書

★口座振替の場合…雲南広域連合から送付された介護保険料口座振替通知書

なお、上記の書類が見当たらない場合は介護保険料納付証明書を発行しますので、健康福祉部長寿障がい福祉課または総合センター市民福祉課（吉田・掛合は市民サポート課）で交付申請をしてください。

（2）医療費控除

●介護サービス利用料

介護サービスを利用したときの自己負担額は、サービスの種類などによってその一部または全部が医療費控除の対象になる場合があります。介護サービス事業者が発行する領収書類は大切に保管してください。

●おむつ代

確定申告でおむつ代が医療費控除の対象として認められるには、主治医が発行する「おむつ使用証明書」または、一定の要件を満たす方は介護保険の保険者が発行する「おむつ代医療費控除に係る確認書」が必要です。

詳しくは、健康福祉部長寿障がい福祉課または総合センター市民福祉課（吉田・掛合は市民サポート課）へお問い合わせください。

（３）障害者控除・特別障害者控除

内 容	６５歳以上であって介護保険の要介護認定を受けている方について１２月３１日時点の認定状況により、一定の要件に該当する方は、障害者控除の対象となります。必要な方は申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。 確定申告の際に、この認定書を提示することにより、本人またはその扶養者が所得控除の適用を受けることができます。 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方は、それらの手帳の提示により障害者控除を受けることができる場合があります。
対 象 者	１２月３１日現在で市内在住の６５歳以上の方で認定基準に該当する方
申 請 窓 口	健康福祉部長寿障がい福祉課 または 総合センター市民福祉課 （吉田・掛合は市民サポート課）

※扶養されていた方が年の中で死亡された場合は、死亡された時点の認定状況により、一定の要件に該当する方に、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。

Ⅲ. 雲南市内の福祉相談窓口

■ 雲南市役所

所在地		名 称	電話番号
木次町 (市役所 庁舎内)	健康 福祉 部	健康福祉総務課	Tel 0854-40-1041 Fax(共通) 0854-40-1049
		長寿障がい福祉課	Tel 0854-40-1042
		保健医療政策課	Tel 0854-40-1040
		健康推進課	Tel 0854-40-1045
大 東 町		大東総合センター市民福祉課	Tel 0854-43-8162
加 茂 町		加茂総合センター市民福祉課	Tel 0854-49-8612
木 次 町		木次総合センター市民福祉課	Tel 0854-40-1083
三 刀 屋 町		三刀屋総合センター市民福祉課	Tel 0854-45-9501
吉 田 町		吉田総合センター市民サポート課	Tel 0854-74-0215
掛 合 町		掛合総合センター市民サポート課	Tel 0854-62-0056

■ 雲南市地域包括支援センター

所在地	名 称	電話番号
三 刀 屋 町	地域包括支援センター	Tel 0854-47-7799
大 東 町	地域包括支援センター大東	Tel 0854-43-5671

■ 雲南市社会福祉協議会

所在地	名 称	電話番号
三 刀 屋 町	雲南市社会福祉協議会本所	Tel 0854-45-9888
大 東 町	大東支所	Tel 0854-43-5610
加 茂 町	加茂支所	Tel 0854-49-7306
木 次 町	木次支所	Tel 0854-42-9080
吉 田 町	吉田支所	Tel 0854-74-0078
掛 合 町	掛合支所	Tel 0854-62-1121

■ 雲南市消費生活センター

所在地	電話番号
雲南市役所市民環境部市民生活課内	Tel 0854-40-1123